

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

## 税理士の独り言

「夢よ、ひらけ」25周年を迎える東京ディズニーリゾートの合言葉です。夢を描き、その強い思いが扉を開き、目標を達成しようという意志に変わります。夢を描く者が必ず夢を実現するとは限りませんが、それでも夢に向かって行動していく中で一番大切な生き方を教えてくれます。「自分は最善を尽くしたか」。そして、夢破れた失意の時にこそ人は心が試され、鍛えられ、真に向します。「始めて夢ありき」です。ある経営者は「夢に日付を」と語りました。思いの強さが期限に現れるのでしょうか。

出来るだけ期限は延ばしたい…。

## ヒント

○問題に直面したとき「直線で考えない」ということだ。目的地に辿り着くための直線を引くことをやめ、最短距離を見つけようとはせず、むしろ回り道を見つけ出そうと努める。

○一つのことを決断する際、「私がいない場合、私以外の人たちが最もよい方法を採用するとすれば、どうなるだろうか」と考えるのである。

「最高指導者の条件」

李登輝著 P H P 研究所

## 税務アンテナ

□法人の青色繰越欠損控除がこれまでの5年から7年に延長されたことに伴い、税務調査で追徴する事業年度がこれまでの3年から5年に延長されています。しかし、追徴期間が延びるのは法人税だけで、消費税や所得税の追徴期間はこれまで通り3年となっています。ただし、偽りその他不正の行為があった場合には、その例外として追徴期間を7年とすることとされています。

偽りその他不正の行為とは、税額を免れる意図のもとに、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の行為を伴う不正な行為を行っていることをいいます。そして、その立証責任については課税庁側にあるとされています。

□居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例は、家屋の所有者と敷地の所有者が異なる場合には、家屋の所有者にしか適用されません。ただし、敷地の所有者と家屋の所有者が親族関係にあり、生計を一にして、その家屋に同居している場合には、敷地の所有者にも特例の適用があります。この場合、家屋と敷地を同時に譲渡した譲渡所得のうち、まず家屋の譲渡所得から3,000万円控除し、控除しきれない金額を敷地の譲渡所得から控除することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
15日	○特別農業所得者の承認申請
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告(予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告
31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『人生に解決なんてない。ただ進んでいくエネルギーがあるばかりだ。解決はその後で来る』 by サン・テクジュペリ